

# 栄小学校 いじめ防止基本方針

栄村立栄小学校

## 目 次

|                                                     |   |
|-----------------------------------------------------|---|
| 1 いじめ防止基本方針について                                     |   |
| (1) 目的                                              | 2 |
| (2) 基本理念                                            | 2 |
| 2 いじめ問題への対応について                                     |   |
| (1) いじめの防止のための取り組み                                  | 2 |
| (2) いじめの早期発見のための取り組み                                | 3 |
| (3) いじめが起きたときの対応                                    | 3 |
| 3 重大事態への対処について                                      |   |
| (1) 重大事態とは                                          | 4 |
| (2) 重大事態の対応についての留意事項                                | 4 |
| ＜図、表＞                                               |   |
| 図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織<br>・及びいじめが起こった場合の組織的対応の流れ | 5 |
| 表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画（例）                            | 6 |

## 1 いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25 年法律第71 号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「栄小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行う必要があります。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

## 2 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取り組み

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ 子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進します。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組めます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。

※参照 6 P 【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・ 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子どもたちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照① 5 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 6 P 【図2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、栄村教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や栄村教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導すること等で、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・ いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

### 3 重大事態への対応について

#### (1) 重大事態とは

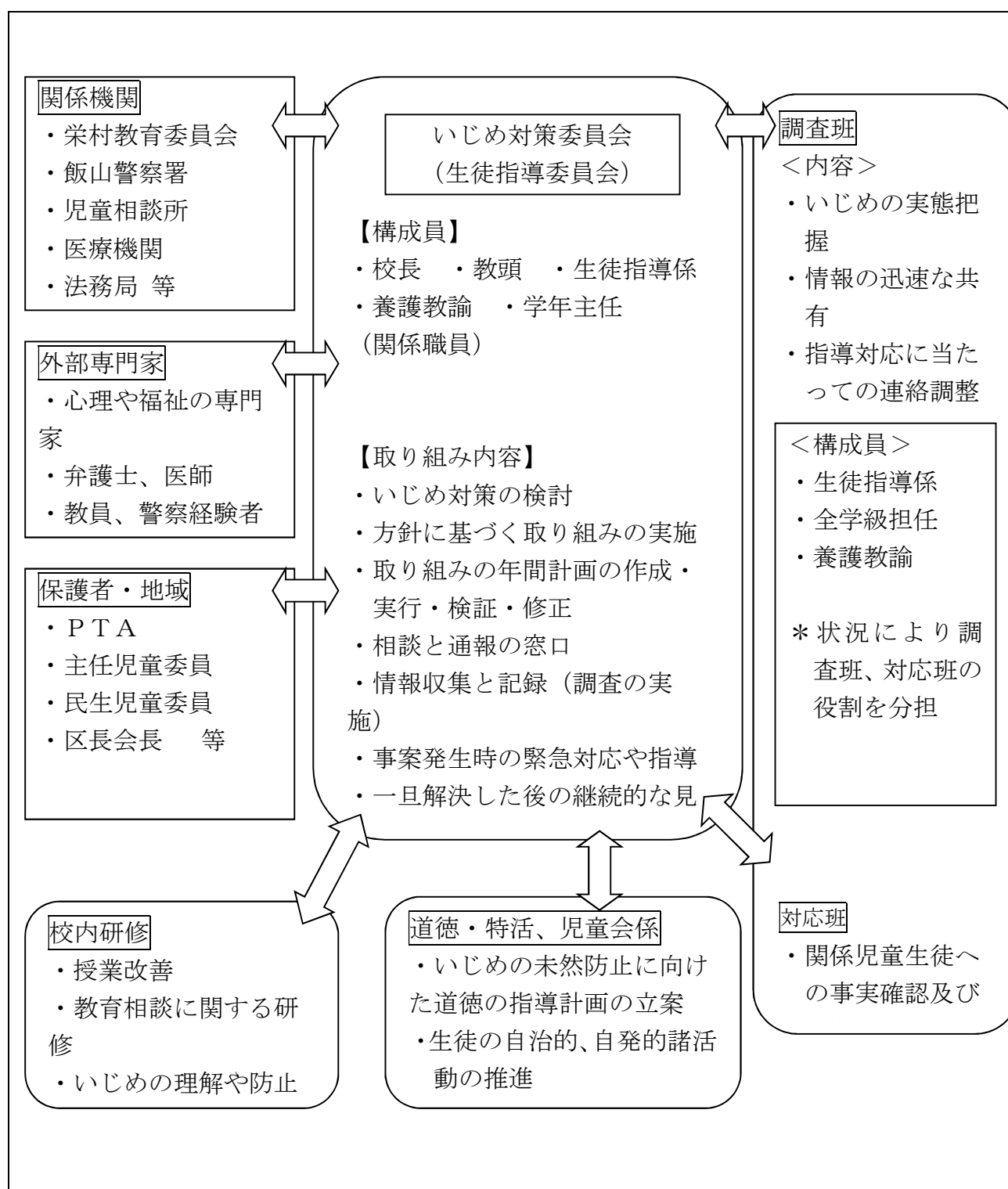
- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(生徒が自殺を企図した場合等)
  - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

#### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに栄村教育委員会に報告し、栄村教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成23年3月 文部科学省)

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】  
 (「法」第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

|                             | 4月                                      | 5月                                   | 6月   | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月                                  | 12月       | 1月                             | 2月                            | 3月   |
|-----------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|------|------|----|----|-----|--------------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------------------------|------|
| 校内委員会等                      | ← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →                 |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |
|                             | 月1回の生徒指導委員会の開催 該当児童への対応について、計画の振り返りと見返し |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |
|                             | 生徒指導委員会<br>・方針<br>・計画                   |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           | 生徒指導委員会<br>・本年度のまとめ<br>・来年度の計画 |                               |      |
|                             | P T A 総会、学年P T A 等での保護者への啓発             |                                      |      | 職員研修 |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |
|                             | 職員会（生徒指導職員会での内容の共通理解を図る）                |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |
| 未然防止への取り組み                  | 学級づくり・人間関係づくり・授業改善・道徳教育・人権教育・児童会活動      |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |
| 早期発見への取り組み                  |                                         | Q<br>ー<br>U<br>ア<br>ン<br>ケ<br>ー<br>ト |      |      |    |    |     | いのちと<br>こころの<br>月間                   |           |                                | 道徳・<br>特活の<br>指導計<br>画見直<br>し |      |
|                             |                                         |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |
|                             |                                         |                                      | 児童相談 |      |    |    |     | Q<br>ー<br>U<br>ア<br>ン<br>ケ<br>ー<br>ト | 学校評価アンケート | 保護者学校評価                        |                               |      |
|                             |                                         |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                | 児童相談                          | 個別懇談 |
| 月1回 “こっそりシート” の実施 → 児童の実態把握 |                                         |                                      |      |      |    |    |     |                                      |           |                                |                               |      |